



第 8 号
53.8.1

会 報
やまくち

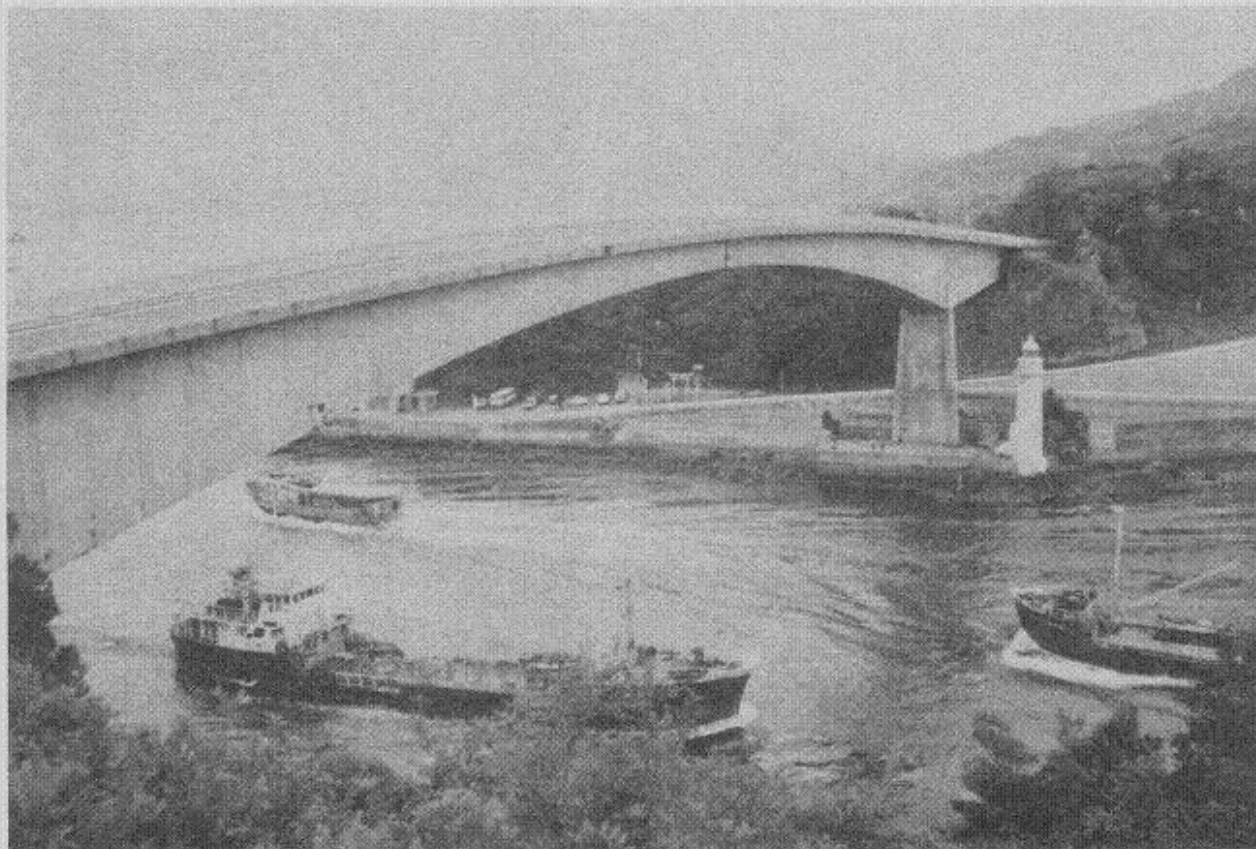
発 行 者
山口市駅通り2丁目9番15号
山口県土地家屋調査士会
TEL 山口②5975
郵便番号 753

印 刷 所
山口市旭通り1丁目1の6
桜 プリント企業組合
TEL 山口②1712

目 次

- ・強制加入..... 会 長 三 好 敏 夫 (2)
- ・本部だより 総会の反省と今後の計画..... 総務部長 細 野 毅 (2)
- ・登記所ロータリー 地積測量図と分間図が相違するもの..... 登記課 M 生 (3)
- ・支部めぐり 萩支部からの生放送..... 萩支部長 竹 内 重 信 (4)
- 境界標識設置組合..... 萩 支 部 片 山 修 一 郎 (5)
- ・誌上研修 測量あれ、これ..... 徳山支部 久 野 操 (7)
- ・北 虜 行 岩国支部 新 本 清 人 (8)
- ・資料 { 「昭和 52 年度 登記事件種類別内訳」 (6)
- { 「昭和 52 年度 業務年計報告集計表」 (10)
- ・防長人物抄 名物調査士紹介⑧..... 下関支部 三 宅 俊 夫 (11)
- ・お知らせ..... (10)(12)

上関大橋 撮影 岩国支部長 高杉勇助



山口県土地家屋調査士会

強制加入

会長 三好敏夫

調査士法第十九条第一項の、調査士会に入会している調査士でない者は、第二条に規定する土地又は家屋に関する調査、測量又はこれらを必要とする申請手続をすることを業とするが出来ない。の規定によって調査士に対する調査士会の存在が厳然としています。

憲法で保障されている、思想及び良心の自由を侵害する調査士法第十九条第一項(強制加入)を今一度考えてみましょう。

会員の自由を一部束縛することが出来る調査士会は、調査士法第十四条第二項の、調査士の品位を保持しその業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。の規定に定められているように、会員が品位を保持し、調査士として立派な仕事をできるように指導をしなければならぬから、会員を強制加入させることが出来ることになっています。

司法書士が、いかに心血をそそいで権利登記に取り組まれても、表題部に取組がなくては、国民が不動産登記制度に不信を抱くもとなるた

め、調査士の業務は不動産登記制度の根幹をなす表示登記について、非常に重要な役割を持っており、すなわち調査士会は、こうした重要な役割を持つ会員の品位資質を向上させ、立派な仕事をさせるためには、憲法で保障されている個人の自由を一部制限しても止むを得ないという考え方であり、

以上の観点から、会員は会の指導に従っていただくかなければなりません。

本部支部の総会、研修会には必ず出席してもらわなければなりません。会の指導に従わない会員に対しては、調査士法第十三条の懲戒があります。

会長は、会員の自由の一部を拘束する施策を講ずる必要があるわけですから、それはあくまでも、有効適切な計画でなければならぬと、その責務を痛感しているわけであり、

酷暑残暑を迎える折柄ですが、会員各位は今一度身辺をみなおして、品位資質の向上についてお考えください。

そうして、尚後、本部、支部がおこなう行事には必ず出席されることを決意してください。

暑さをふっとばし、国民のために益々頑張られるように身体を大事にしてください。(八月一日)

総務部

本部たより

総務部長 細野 毅

新年度の部会において、第三十一回総会の運営について検討を加えたのですが、先日発送の総会議事録には目を通されまして、たでしようか。

今回は、三好会長の音頭で、秋支部の引受けにて、山陰路の史蹟地蔵が選ばれ、この計画から実行にいたるすべての点で、会長、事務局、開催地会員の方々の御苦労に対し、厚く感謝申し上げます。

宿泊懇親会費六千円負担の土曜日曜二日間の催しで、会員の出席参加がどうであろうか、夜の懇親会における招待客の扱い方など心配していましたが、会場の運営もつつがなく至極上首尾で、予算の執行も格安に終り(おそらく秋支部の方々にもそれだけ負担をおかけしたことと思えます)、万端よろしかったと思いま

懇親会は盛況で、各支部会員の親睦を深め、橋本川畔の小林亭から望む城下町萩の暮色、玉江橋の水をたたえた静かな風情は、まさに一幅の水墨画の美しさでありました。

宿泊の総会に参加された七十五名の会員の方々には、良き思い出の日となったことでしょう。

来年度は役員改選期の総会でもあり、中央部の至便な会場が決められることでしょう。

ただ、新入会員の紹介で、新会員の出席があまりにも少ないのが残念でしたが、この点再考の要があるかと思えます。

総会で発言のあった、役員選任規則の報告承認の件は、内容を一部修正の上、当年度中に実現の運びに導きたいと目下鋭意検討中であり、

四月一日より責任開始で稼働して、所得休業補償保険、及び

登記所ロータリー



一、地積測量図
 (以下「A」という。)
 分間図
 (以下「B」という。)
 が相違する態様

- ① A = 土地 = B
 - ② A = 土地 ≠ B
 - ③ A = 土地 = B
 - ④ A ≠ 土地 = B
 - ⑤ 土地 ≠ A = B
- (上記等式には許容誤差を含む)

前記等式において、①⑤はAとBは符合しているが、内容においては全く異なったものである。①は現在の登記法の要請に合致しているが、⑤はその逆である。形式的審査の段階においては①も⑤も一応正しいものとして取り扱われるが、現地調査を行なって始めて内容において相違することが明らかになる。⑤は図上

測量の典型的な態様である。
 ②③④の態様は、何れもAとBが相違するが、それぞれ態様が異なっている。以上はただ形式的に等式に基づいて分類したものである。
 二、AとBの形状が類似している場合

Aと土地の許容誤差、Bと土地の許容誤差を同等にして考えることは、法第十七条地図を対象にした考え方である。許容誤差の同等でないことが公図の種類としてBと呼称されるゆえんであり、また、特長でもある。一枚の用紙に図化された、AとBの全体の平均的精度を知ることがBを真に理解することになる。たとえ個々のには問題にならないとしてもAとBが相違する原因を実証的に究明することは、無駄ではないものと思われる。このことはAとBの形状が類似している場合にのみ実証できる問題である。

賠償責任保険*については、加入者数がいまだ予定の半数にも充たない実状であります。
 従来からの、連合会グループ保険も運用されていることでもありますが、会員団結による相互扶助のための保険です。未加入者の加入を切に希望いたします。
 また、この度の日調連総会において、自家共済制度の規則規約が発表されました。
 給付は弔慰金が主体で、月会費三五〇円となっていますが、山口会は具体的運用について独自の財源を案

出加算して、特に高令者会員の救済にも役立つような互助会をこれに併用して採用したいと考えています。
 過年度は、補助者雇用制度の確立を目指して就業規則案を出しましたが、雇用者福利推進のために、本年は社会保険問題を課題としてとりあげています。
 また可調親睦ソフトボール大会も恒例の行事として、十一月三日、調査士の引受けで、防府会場において実施することが内定しています。
 (七月十日)

三、AとBの形状が全く異なる場合

前記の等式で言うならば一応②③④の態様が該当することになる。この等式は土地の形状が不変であることが前提条件となる。土地の形状が変動すれば等式も変ることになる。ここで考えなければならぬことは不変というこの意味は、一定の期間ではなく過去から現在と継続性のある状態であればならない。土地は過去はこうであったが、現在はこうであると言った状態は許されない。現在もこうであるが、過去もこうであったということが立証される状態であればならない。誰れが、どのようにして、何時立証するかが重要な要件となってくる。このことを確

認して、始めて②③④の等式の結果を知ることになる。このことは現地調査を行なって、土地を知ること以外に結果を知ることではできないものと考えられる。
 Bを利用するうえにおいて、一番大切なことは、土地を知ってBを知ることがAとBの相違する場合の問題の解決になるのではなからうかと思われてなりません。このことがAとBの相違する場合の登記処理の問題と関連することになるものと考えます。





青龍島・金の舞

えそりです。
 ザーと見て、三好徳夫会長がこの道一筋二十年は、三好徳夫も喜びをしたといふ赤穂義士社の絶唱。その調子三好一徳の也音をかきかせるみじ歌謡と音調は一様だ。次いで歌謡曲ならぬにもまかせと、土村、片山が続く。若い歌では田原、小林、三好、忘れてならないのが杉木、金五号で紹介された相道五段、宮合道五段、特に宮合道は中国地方に地獄まで全編録音も時の間編とは皆さんも録音の通り。
 藍若の三好嶋、初りヤヤの藍木、何でもかじりたがるのが竹内、へ現在三味線特調中、等、録音を訂正な観ぶれも若支那ならばこそか。
 自分と私的音中しました。
 どうぞ、若支那地内にお越しの所は、気軽に社声かけ下さい。

境界標識設置組合

若支那 片山 修一郎

昭和四十七年私は竹内事務所の前をくぐった。

その窓内の壁用の欄かきは、青日本の出陣の夜勤労働の寒さと教べ先生の偉大さと共に身にしみ居れぬ交いのものとなつて居る。

土地を譲り、平飯、トランシットで地形が浮き出て来る不思議さに驚くしかなかつた。

私がいかにおぼれ、想つてもこれ程うまく正確に個人に表現することは不可能であつた。

今では、私を取りまく面も、山も、河も、数ヤヤ中であつても、目に入る風景のすべてを想像し、切つたり、はつたりできるよになつた。

この道に足を踏み入れ調査を行う調査は正確無比とは言じて居るが、現象の問題として一度法務局に提出されて居る土地を再調査すると、境界が違ふことがないとはいえない。

これは調査技術の点ばかりでなく、測量以前に境界に固定物を設置したいために起きるの一番大きな問題だと感じ。

測量した土地は、現地、図面、公簿、所有書、隣接者の意志、この全

部が一致してはならない。そして、調査士に乞ひてやっかいな事は、

図面も、土地も、永久に基ならないのに、人間は根から子、子から孫へと、あるいは売買により第三者へと、又隣接者もしかり、やっかいな人間様相手だから始末が悪い。

年月を待、これを保証、責任をとらされたのでは身がいくつあつてもたまりない。

そこで境界標識設置組合の登場となつたのである。

境界標識設置組合とは、國民の私権である土地の境界を簡便にするため本組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員の自主的な経済活動を促進し、その経済的地位の向上を図ることを目的として、土地境界標識の埋設を行うものである。

私は立派、意図する目的も立派、だが作業は果もなく格好もあまりよくない。調査士先生に言われるまま、紙をもち、土地を譲り、汗まみれになりながら石、水が出ないかと心配しながら埋す。

そして仕事を絶望した調査士先生も私を強硬に案内する手数がかかる

ことを考へると気がひける。
 しかし、これは土地には歴史があり、不要のものである。そしてそれが調査士の仕事である事を考へると、いくらか手数が少くとも必要なのである。

料金の点もあまり強固を上げると法律家が伸びないし、組合維持の爲には資金があるので、収益率はしっかり考へなくてはならない。

又、調査士の横の関係を強くするうえで必要なのである。これから世の中がせちがらくなつていくうえで調査士間に於いては特にトラブルなく堅固な団結が必要と思ふ。

その中からとればこの組織の存在価値は重大なものと考ええる。

併りに、國民の生活の基盤であるこの不動産を強固的に公簿に反映する仕事はまかせられて居る我調査士の社会階級の向上を期して疑わぬいものである。



話 上 研 修

測 量 あ れ こ れ

徳山支部 久野 操



1. 不動産登記法事務取扱手続規則第25条第4項の基準について。

因みにこの条文をあげてみると

第24条第4項

地図を作成するための一筆地測量及び地積測定における誤差の程度は、おおむね次によるものとする。

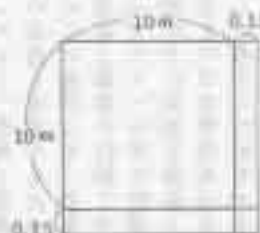
1. 市街地地域及びその周辺の地域については、国土調査法施行令別表第4に掲げる精度区分(以下「精度区分」という。)甲2まで。

2. 村域・農耕地域及びその周辺の地域については、精度区分乙1まで。

3. 山林・原野地域及びその周辺の地域については、精度区分乙3までと規定されている。

国土調査法施行令別表第4は、改正不動産登記法施行規則・同事務取扱手続規則(舉行本)末尾資料編9ページ、又は日本土地家屋調査士会編「土地家屋調査士の調査測量実施要領」101ページに掲載されていて、土地家屋調査士にとっては、聞きなれない甲1、甲2、乙1とか、平均二乗誤差又は公差とか、いろいろ専門用語がお目撃した事であるが、土地家屋調査士制度が制定されて27年目に、漸く合理的、理論的測量がわれわれ土地家屋調査士にも、その必要性が認識されたということによって、むしろ逆さに失った點がある。

ところで、別表第4の「境界点間の公差」と、「地積測定公差」との間に、まことに不合理な疑問点があるのに気が付く。それは境界点間距離の公差平見表と、地積測定公差平見表とを比較してみれば理解できる。すなわち、距離の公差と、地積の公差との間に、調和のとれた数値関係がとれていなければならないのに、距離(境界点間の距離)が割合の小さいときは、地積に要求される公差が大変きびしくなっていることである。言い換えれば、平板測量の場合、境界点間の距離は許容公差の範囲にあっても地積が許容公差外にはみでることがある。このときは、トランジット測量



による測量が必要となってくる。

一例をあげてみると、1辺10mの正方形の土地を、精度区分甲2、縮尺250分の1で図解測量したとする。この正しい

地積 A_1 は

$$A_1 = 10.00\text{m} \times 10.00\text{m} = 100.0000\text{m}^2$$

今かりに辺長に $\pm 0.15\text{m}$ の誤取り誤差があったとすればそれぞれの辺長は、 10.15m であるからこの地積 A_2 は

$$A_2 = 10.15\text{m} \times 10.15\text{m} = 103.0225\text{m}^2$$

地積誤差 FA は

$$A_2 - A_1 = 103.0225 - 100.0000 = 3.0225\text{m}^2$$

となる。

さて、ここで境界点間距離の 10m に対する公差は 15cm (0.15m)で許容誤差ぎりぎりであるが、地積測定 100m^2 に対する公差は、 0.82m^2 であるから、地積誤差 FA は

$$FA = 3.0225\text{m}^2 > 0.82\text{m}^2$$

となり、この地積測定は不合格ということになる。この場合、地積測定の公差 0.82m^2 にするとき、

$$\sqrt{100.00 + 0.82} = 10.0409\text{m}$$

となり、辺長測定の誤差を 4cm 以内にする必要がある。とするこの測量は、平板測量ではできない。したがってトランジット測量が要求される。

市街地地域及びその周辺の地域については要求される精度区分は甲2までであるから、この地域の測量では非ともトランジット測量を行わなければならない地積の範囲を示せば、かりに正方形の地形の地積を考え、縮尺250分の1とし、平板測量で 3cm 以下の誤取りはできないものとするれば次のようになる。(ただし精度区分を甲2とする)

距離	地積	距離公差	地積公差	(要求される) 距離の誤差
10	100	15	0.82	4.0cmまで
20	400	18	1.89	4.7
30	900	17	1.63	5.0
40	1,600	17	1.14	5.2
50	2,500	18	4.53	5.6
60	3,600	19	6.04	6.0
80	6,400	19	7.66	6.3

上表最右の欄の数字は地積測定の許容誤差ぎりぎりまでをもとの地積に加算してその平方根を求めて引き

出したものであるが、これからすれば、正方形に近い地形では 700 ㎡までの地積測定は、必ずトランシット測量が必要だということになる。正方形の地形として考えたのは、要求される距離誤差の範囲を算出するためにとった一つの便法ではあるが、実際の地形は複雑であるため、トランシット測量の実施地積は更に拡大して考える必要があるだろう。筆界点間の距離が短ければ短い程、距離の公差はそれに比例して少なくないからである。

国土調査法施行令の示す精度区分をそのまま、土地家屋調査士が行う一筆測量に準用したことは、その理由が何であれ納得できないことではあるが、さきに述べたように、27年ぶりに「精度区分」が規定されたことは、画期的であると思う。しかし、国土調査法施行令別表第4に含まれる考え方は、不動産の表示に関する登記という特殊な形態、実体を見つめるとき、近き将来これを排除し、独自の精度区分を制定する必要があるのではないかと思う。

2. 国土調査法による国土調査を行って、管轄法務局に地図の搬入が完了している地域の一筆測量と、土地区画整理法による区画整理を行い管轄法務局に換地処分の手続きを終え、地図が搬入されている地域の一筆測量について。

(1) 国土調査によって行われた測量で、最終段階の一筆測量は、その殆んどは、平板を使用した図解測量であるので、国土調査の完了した土地の土地家屋調査士の行う測量は、平板を使用してもよいのではないかと

と考えられる。理論的には、はじめ平板測量を行った土地の地積測量を、トランシットを使用した測量を行っても無意味であると思われるからである。しかし、前項で述べたように、甲2以上の精度を要求される場合には、必ずしもこれを無視する訳にはいかぬ「ムジュン」がある。それは、国土調査により行われた一筆測量は、いかに地価の高い地区でも(精度区分甲1が要求される地区でも)やはり平板測量でしめくくっているからであるが、準則第24条第4項の精神を尊重する意味において、精度区分甲2までを要求されている地域については、トランシット測量で処理すべきであろう。

(2) 土地区画整理法の規定による土地区画整理の完了した地域は、図上の換地計画によって、現地に確定測量を行う場合が多い。この場合の確定測量は、公共団体が行ったものは、普通トランシットを使用して確定しているの、爾後、土地家屋調査士が行う一筆測量は、トランシット測量を行うべきだろう。

ただし、小さい区画整理で確定測量を簡単に処理している地域では平板測量でさしつかえないのではあるまいか。しかし、精度区分が甲2までのところは、やはりトランシットを利用した方がよいと思われる。

② 相対誤差、絶対誤差、平均二乗誤差などの理論的な考え方については、改めて本誌に掲載することとする。

資 料

昭和52年度登記事件種類別内訳

		法務局集計	%
土 地			
表 示	示 筆	964	1.85
分 筆	筆	26,311	50.43
合 筆	筆	2,257	4.32
地 目	目	18,521	35.50
そ の 他	他	4,122	7.90
計		52,175	100.00
建 物			
表 示	示 変	15,726	59.63
変 更	更	4,606	17.46
分 割	割	63	0.24
合 併	併	8	0.03
そ の 他	他	5,970	22.64
計		26,373	100.00

土地家屋調査士

土地の境界はふだんから誰にもわかるようにしておきましょう。

あなたの不動産はあなた自身で守らねばなりません。

「土地家屋調査士」は、あなたにかわって「土地」の分筆・合筆・地目変更・地積更正や、「建物」の新築・増築・区分・とりこわしなどの調査・測量及び登記申請手続きをおこないます。もよりの「土地家屋調査士」にご相談ください。

山口県土地家屋調査士会

山口市駅通り2-9-15 山口県河原会館

PR
コー
ナー

四月中に朝日新聞の県内各版(3ヶ所)を通じて、土地家屋調査士について、業界広告をおこないました。皆さんの目に映ることを願っています。

広 報 部

随想

北 虜 行

岩国支部 新本清人

何時であつたか、あなたの趣味は

何かねと突然前任者のある一人の理事の御方より尋ねられた事がある。

「サテ」何んと答えようかなと、口をあんぐりとしていたところ、その質問者曰く、さも自信ありげに私の趣味は貯蓄と研修です。……と。

その方の名は言えないが何んでもその風貌たるや若き日の三波伸介に似ていたのがすごく印象的である。

さて、私の趣味は何んであろうか、いやあるのか無いのか、判然言いがいので、突然の質問には何時も口をあんぐりの時が多い。

ここで述べるものは、趣味と言えらるかどうかは問題であるが、自分なりに考えてみて、現在迄比較的の旅に恵まれ、幾度か外国の地を踏む機会を得たことである。

旅先にあつてその都度、時折々にメモしたものが断片的ではあるが幾つかある。

それは私の歩んで来た人生の道程にも似てまとまりのないものであるが、少し御披露出来ればと筆を執る

こととした。

私は過去二十数年来、細々ながらブンビツを持って「なりわい」として来た者の一人であるが、それは地目変換の兄弟分である、分筆であり文章とは凡そ縁遠いものだし、文章の内容たるや誠に貧弱で恥かしながらの筆の運びである。

私は積の緒を切つてより今日迄、日本を離れた時期が6、7回位と記憶している。

遠く暗い想い出のみ強い戦時中のものと、戦後数年を経ていくらか明るくなつてからの、二つの時期に分れよう。

主なものから順に拾つてみると、

- ①戦時中の中国大陸とシベリア紀行
 - ②戦後の台湾、香港、マカオの旅六日間、③④復帰前の沖縄へ二回、⑤ヨーロッパ九カ国への旅(日調連二十周年記念)二週間、⑥印度、ネパール、バンコックの旅二週間、⑦最近のもので一昨年ハワイ旅行六日間位である。
- 古いものから御紹介を申し上げる

とすれば先ず、戦雲暗き大陸に胸を大きくふくらませ、一片の消耗品であるとも知らず、陸軍の通信兵として昭和十七年来、勇躍下関港を関釜連絡船に身を託してより幾山河、朝鮮、滿洲を経て山海関の国境を超え、初めて見る萬里の長城、琉璃の甍に映える燕京、北京の古い都、紫禁城の北畔に学ぶこと満一年。

終えて南京の埠頭より揚子江を通航すること週日にして、漢口に上陸、これより、行けども行けども続く強行軍の毎日は、中支の広野つきる処湖北の地、最前線の官品を目前の当陽と言ふ城門のある街に軍装を解く。最前線基地のこの街外れより眺望する揚子江の上流。

長江山峯に月清しと謳われた対岸の山々とその清流は、古き中国の一幅の山水画に見る如き景観である。これに見入る暇もない。日夜は警戒・夜襲・討伐の繰返しの中の生活であつた。

昭和二十年春、再び滿洲へと転進を開始する。

部隊の徒歩による夜行軍の列は、毎日薄暮に行動を起し終夜の行軍を行ない、天明迄に目的地に到着し、昼間睡眠をとると言う曠の生活が三カ月間と続く。

ようやくにして滿洲に入る。奉天の南、開原の街での生活も束の間、日ならずして、当時の国民斉しく涙に暮れた八月十五日を境に、

戦争が終つて「ヤット」恐怖と苦難が薄らぎ人々の安息と希望がもたらされるかと思ひしに奇怪にもソ連軍の捕虜となり混乱と動搖の打続く中を「ダワイ」「ダワイ」の声も粗暴なソ連兵の銃剣の下に武装を解除された、丸腰のままの日本軍将兵は目的の地や方向すらも教えられぬまま強制留の途は北へ北へと続くこととなる。

田滿洲の北端、ソ満国境の町は硝煙と銃撃の傷跡も生々しく藁英のあちこちに散る荒涼たる、煙囪や黒河の町を後に黒龍江(ウスリー江)の対岸ブラゴエスチェンスクよりソ連軍貨物に押込まれた。

かつての将兵も、今や哀れ子羊の群の如く、白樺林の続くバイカル湖を背に、何時しか粉雪の舞うシベリヤ鉄道を西へ西へと暴進する。

誰一人とて語る言葉すら失つた無言の日本兵捕虜の列車は二十五日間走り続けて遂に予想をもし得なかつた中央アジアはウラル山脈の手前カザフ共和国カラカンドと言ふ小さな炭坑町に下車させられたのは、昭和二十年の暮、その月日すら定かに記憶する者もない。積雪の広く、淋しい、恵まれない、凍土のプラットホームであつた。

ここに待ち受けていたものは、交替する度毎に柄の悪くなるソ連兵の口汚い罵声と追回し。大人、子供を問わず貧困から来る盗人の群。赤の

革命前の貴族が多いと聞く囚人。加うるに日本の敗戦よりも一年早く戦を終えた独逸軍の先鋒ぶった捕虜。西部戦線付近から強制収容されたポーランドやルーマニア国籍の婦女子中でもロシア語に馴れた、要領のいいゲルマン兵。古参捕虜殿の横暴。隆寒零下四十五度を下る収容所での貧しい僅少、極限の食生活。地下三、〇〇〇尺と言われた炭坑での重労働、坑内に頻頻と起る落盤事故に再び懸る保証もない犠牲者の姿。栗粥でもいい、腹一杯喰べてみたいと会う者毎、互いに口にする厳しい飢え。

凍傷と栄養失調にバタバタと倒れて逝った同胞の死水(末後の水)すら取る事さえ許されなかった、あの苦しさは今も尚忘れ難く暗く淋しい心の奥深く刻まれた傷跡である。

こんな環境下において初めて知らされたもの、それは自分が生きている事の真の喜び、その尊さと昔日の軍隊における位階勲等や階級章に見た人間の姿に比して、敗戦のショックと捕虜となって階級章を取除かれた時、素っ裸の男同志、人間対人間の感情むき出しの性格、人間性等、どん底の逆境においてのみ知ることの出来た一人一人の偽らざる姿は、当時の苦しかった数々の生活経験と共に終生忘れることの出来ない思い出である。

あの苦しかった時期、環境、試練

の積み重ねは、今も懐かしく唯感謝の気持ちを持つものであるが、あれから三十年を経過した今日この頃でも、時として夢に出て来る当時の場面に汗ぐっしょりとなりめどめる夜もある程である。

PRコーナー

広 報 部

土地家屋調査士PRキャンペーンの一環として、今般、図のようPRマッチを企画し、会員の協力を求めましたところ、合計四十九梱包(一梱包二、四〇〇個入り)の御注文をいただきました。

このマッチは、各事務所などに常備することによって、我々の業務内容を少しでも、一般の方々へ周知していただくようにとの配慮から企画したものであり、その記載内容や表現方法などについて、今後何かと検討すべき点多々あるうかと思えますので、会員各位のより良きアドバイス・圖案提示等を期待致します。

◎土地の境界は紛争をさけるため、平素から誰にもわかるように境界杭を設置しましょう。

◎権利を明確にするため、新・増築の建物の表示登記は1ヶ月以内にしましょう。

山口地方法務局・山口県土地家屋調査士会

土地家屋調査士 ○○○○
○○市 ○○町 TEL(○○)○-○○○○

面積換算

1 m = 0.55間	1 間 = 1.818 m
1 m ² = (0.55間) × 0.3025坪	1 坪 = (1.818 m) ² = 3.305 m ²
10 m ² = 3.025坪	10坪 = 33.057 m ²
1 a = 100 m ² = 30.25坪 = 約1畝	

日和見申述書

ある会合でのアナウンサーに「トチカヤ調理士会」とあったそうなの。今更ファンガイしたって仕方がない。調査士よりも調理士の方が知名度が高いのは、残念ながら認めざるを得ない。

調査士こそ社会的に云々……と、いくら力んで見ても、それが通用しないのも現実である。「日調連」と言ったとて、調理士の全国組織と思われるのが妥当なところであろう。

この冷酷な現実の認識をもって我々は世間に対応しなくてはならない。いたずらに、報酬額のアップにばかりかかわりっていると、どこかの国の医師会の手口と何等異なるところが無いではないか。

お客のふところ具合ばかりを調査していないで、どうすれば世間から認知され、ハッツアーン、熊さんたちの日常の話題にも気軽に乗るような世間熟知の「土地家屋調査士」になれるかを、とくと調査する必要があると思うのだが……。

お知らせ

故高田保に叙位叙勲

叙従六位 特旨を以って位記を追賜せらるる
叙勲五等授瑞宝章



高田 保 勲

昭和五十二年十二月三日逝去
(享年 七十三才)

故高田保の遺志により調査士会に対し左記の通りご寄付がありました。

山口市東上地区経済調査士会
土地家屋調査士中間プロダクト協議会
日本土地家屋調査士会連合会

茨城県内会
茨城県内会
茨城県内会

訃 報

磯村 滋 樹 殿



享年 六十四才(大正三年三月四日生)
事務所 山口市東上二丁目一四番地
昭和五三年六月二十二日逝去
ここに謹んでご冥福を祈ります。

昭和三十一年十二月五日入会
登録番号 第三三六五号
昭和三二年六月から三五年六月まで
支店員
昭和三五年六月から四〇年六月まで
山支店員

昭和 52 年度 業務年計報告集計表

資料

年 次	人 数	%	土 地			建 物		
			1人当りの平均件数	1人当りの平均総額	1件当りの平均総額	1人当りの平均件数	1人当りの平均総額	1件当りの平均総額
50万円以下	54	20.4						
100万円以下	31	11.7						
200万円以下	40	15.1						
300万円以下	37	14.0						
400万円以下	39	14.8						
500万円以下	15	5.7						
1,000万円以下	48	18.1						
1,500万円以下	7	2.6						
2,000万円以下	1	0.4						
2,000万円以上	2	0.8						
全 国			66	1,046,577	16,101	67	1,495,941	22,327
東 京			81	1,717,498	21,204	85	1,916,082	22,566
山 口			80	1,239,820	15,498	86	1,802,872	20,964
山 形			84	1,016,206	13,879	67	1,365,449	20,673
千 葉			80	919,208	11,490	74	1,335,495	18,168
下 関			57	692,405	13,608	75	1,549,091	20,655
総 計			71	1,143,530	16,306	76	1,584,829	20,853
〈 対 比 〉								
全 国			56	2,092,935	37,477	74	2,186,132	29,580
中 国 へ っ ぽ			60	1,337,338	21,321	65	1,536,354	23,446
広 島 県			80	1,817,960	23,323	74	1,946,011	26,355
山 口 県			53	861,023	18,160	53	1,193,017	23,799
鳥 取 県			50	1,060,232	20,970	54	1,224,662	22,871
島 根 県			58	1,226,108	17,963	66	1,541,923	23,277

会 務 報 告



四月 一日 (土) 表示登記の日 無料相談所十一ヶ所開設す。

一日 (火) 緊急理事会 於会館 特任制阻止の陳情書作成の為

四日 (金) 法可調三者協議会 於翠山荘 新任局長外歓迎会 当番

七日 (月) 部長会 於会館 理事会に提出する議案を中心に協議

二〇日 (木) 緊急全国会長会議 於東京 法改正阻止の為に協議

二二日 (土) 理事会 於会館 総会に提出する議案を中心に協議

二五日 (火) 監査会 於会館応接室

五月 二三日 (土) 徳山・山口・萩三支部総会開催、新本・西山・三好出席

一六日 (月) 中国プロック会長会・公編部会開催 於広島市

一〇日 (土) 第三十一回定時総会開催 於萩市長北医療センター

二一日 (日) 下関支部総会 於下関市歯科医師会館 三好会長出席

二七日 (土) 日調連定時総会 於京都市 会長・新本・西山出席

六月 一日 (木) 宇部支部総会 於宇部市総合福祉会館 中原副会長出席

三日 (土) 総務部会 企画部会 於会館

八日 (木) 岩国支部総会 於岩国国際観光ホテル 三好会長出席

一〇日 (土) 司法書士会中国プロック総会 於かめ福 会長出席

七日 (土) 部長会 於会館

二二日 (水) 理事・支部長合同会議 於会館

二四日 (土) 企画部会 於会館 登記課との協議会提出議案について

五月 五日 (水) 登記課との協議会 於会館 局側三名 当会七名 計十名

二二日 (水) 自主支部長会 於徳山市丸福ホテル 本部より六名出席

六日 (日) 法可調三者協議会 於法務局会議室 法務局担当

二一日 (金) 中国プロック企画部会 於玉造温泉 新本副会長出席

二八日 (土) 中国プロック企画部会 於玉造温泉 新本副会長出席

二九日 (日) 中国プロック企画部会 於玉造温泉 新本副会長出席

行 事 予 定

八月 上旬 会報「やまぐち」第八号発刊の予定

一九日 (土) 中国プロック会長会議 於宮島グランドホテル

二〇日 (日) 本部主催技術研修 於山口市湯田防長苑 推進員中心

九月 二日 (土) 定例調紀委員会 於会館

三日 (日) 登記課との協議会 於会館

十月 中旬 登記課との協議会 於会館

上旬 登記課との協議会 於会館

会 員 異 動 状 況 報 告

(四月〜七月)

支部	氏名	異動事由	異動年月日	備考
下関	浜崎 進	住所変更	五三、二、一	下関市幸町一―番一―四―一―二
宇部	小崎千代人	事務所変更	五三、三、二六	小野田市大字東高泊一七九六
萩	西村 兵一	商 業	四三	宇部市東区西堀返通一丁目
下関	今地 嘉勝	商 業	四二四	老令の為
山口	千代延敏光	脱 会	五一〇	経営難の為
宇部	大田 道著	脱会処分	五一	会費滞納の為
宇部	上田 軍兵	脱 会	五二	採算が合わない為
岩国	高杉富美江	再入会	六、五	柳井市大字古開作一―二八の二二
徳山	磯村 滋樹	死 亡	六、二	
岩国	久保田 義	入 会	六、一四	岩国市平田三丁目三一―番一六号
徳山	磯村 芳樹	入 会	六、二二	徳山市新町二丁目二四番
岩国	保田 隆生	入 会	七、二五	岩国市今津町三丁目二―番一六号

編 集 雑 記

★酷暑と暴雨のダブルパンチに悩まされる今日このごろ、編集子もスタミナ切れでいささかばて気味です。

とかく、ままならぬは天候と景気でしょうか。

巷では、フクダ、フクダ、フクダ、と、何かと騒々しいことです。

★維新の原点・萩支部から、支部めぐり、が始まりました。

次は、どこの支部が引き受けていただけるでしょうか。

★十二月号の投稿をお寄せください。